市有地売払い公募案内書
＜随時売払い用＞

令和８年１０月１３日

下松市

目　次

公募のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

市有地随時売払いに関する注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

　○　市有地の売払いのながれ（随時売払い）・・・・・・・・・・ ２

　１．購入申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

　２．現地説明・質問及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

　３．契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

　４．売買代金の支払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

　５．引渡し、所有権移転登記・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

　６．売払い後の土地利用の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

　７．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

別添資料

　市有財産払下申請書様式

　市有財産売買契約書様式

　売払土地情報

公　募　の　ご　案　内

下松市では下記市有地の随時受付けによる売払い（「随時売払い」という。）を実施いたします。

購入を希望する方は、「市有地売払い公募案内書」を熟読の上、お申し込みください。

1．売払土地

今回の売払土地は下記のとおりです。詳細については別紙売払土地情報を確認ください。

※複数物件の購入可。物件一部の分筆購入については相談に応じますが、跡地利用等を勘案して市が可否を判断します。

売払土地（令和７年２月１０日時点）

物件番号	土地の表示	登記地目	登記面積	公募価格
１０	東陽四丁目９番１、２３番２	宅地	751.40㎡	16,280,000円
１１	豊井西二丁目２３６番１	雑種地	705.00㎡	9,250,000円
１２	西豊井５６９番８	雑種地	216.00㎡	4,710,000円
３１	東陽四丁目１５番	宅地	2,338.08㎡	43,300,000円

2．申請受付期間、時間及び場所

改めて入札公募するまでの間、随時受付けます。市有財産払下申請書（第10号様式）に申請の必要書類（３ページ）を添付して次のとおり提出してください。

時間：８時３０分～１７時１５分

場所：下松市役所（３階５番窓口）財政課施設マネジメント室

※閉庁日（土、日曜日及び祝日）は除きます。

ー問合せ・申込み先ー

〒744-8585

下松市大手町 3-3-3

下松市財政課施設マネジメント室

TEL　0833-45-1856

FAX　0833-44-2459

市有地随時売払いに関する注意事項

○　市有地の売払いのながれ（随時売払い）

１．購入申請
物件について改めて入札公募するまで、随時受付けます。

↓

２．現地説明・質問及び回答
原則、現地説明会は、開催しません。質問には随時回答します。

↓

３．契約の締結
書類審査、内部事務等の手続きを経て、契約を締結いたします。
市が様式等の準備をしますが、必要な手数料等は、購入予定者の負担となります。
※契約締結時に契約保証金の納付が必要な場合があります。

↓

４．売買代金の支払
契約締結日から起算して６０日以内に売買代金をお支払いください。

↓

５．引渡し・所有権移転登記
売買代金の納付を確認後、所有権を移転します。
所有権移転後速やかに、現地で立会・境界を確認の上、現状のまま引渡しを行います。
市が嘱託登記を行いますが、必要な手数料及び登録免許税等は、購入者の負担となります。

１．購入申請

１．申請受付期間、時間及び場所について

公募ご案内（１ページ）のとおり。

なお、市等が公用又は公共用などに供するため必要となったときは、この期間にかかわらず、売払い対象地から除外します。

２．購入申請資格

市有地の購入申請は、日本国内に居住している成人の方であればどなたでも申請できます。ただし、次の事項に該当する方は申請できません。

（１）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

（２）次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア　下松市（以下、「市」という。）との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて市との契約を履行しなかった者

カ　アからオまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（３）下松市税を滞納している者

（４）自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（５）この売払いに関する事務に従事する下松市職員

３．申請の必要書類

申請には、次の必要書類を提出してください。

（１）市有財産払下申請書（第10号様式）

（２）個人の場合は、住民票謄本、印鑑証明書、身分証明書（本籍地の市区町村の発行する証明書）、下松市税納税（完納）証明書（いずれも発行日から3箇月以内のもの、写

し可）
（３）法人の場合は、法人登記簿謄本、印鑑証明書、役員一覧（第２号様式）、下松市税納税（完納）証明書（いずれも発行日から3箇月以内のもの、写し可）
※下松市に代表者が住所を有する場合は、代表者の下松市税納税（完納）証明書（２）、（３）については、共同購入する場合、各購入者の書類が必要となります。

4．購入申請の先着順受付
（１）購入申請の受理要件に適った方を、先着順で購入予定者とします。郵送の場合は到着日を基準とします。なお、購入予定者以外の方には、決定済み等の通知は行いませんのでご留意ください。
（２）同日中の受付けについては同順位とし、抽選により購入予定者の優先順位を決定します。なお、抽選の日時等については該当者に別途通知します。

２．現地説明・質問及び回答

１．現地説明
（１）売払い前の現地説明会は実施しません。申請者が個別に別紙売払土地情報、現地にて確認を行ってください。
（２）土地は、現状のままで引渡します。地上・地下工作物等（擁壁など）の補修や撤去などは、市では行いません。また、周辺の既設物（電柱や電線、ゴミステーション等）の移設等については、申込者の方が関係機関にお問い合わせください。
（３）地盤・地歴・土壌汚染・地下埋設物等の調査は、実施していません。必要に応じて、申請者の負担で調査を行ってください。なお、掘削等を伴う現地調査を実施する場合は、事前に本市担当課にその旨を届出、調査終了後は原形復旧するとともに、その調査結果を市に提出してください。
（４）売買契約は登記上の面積で行います。

２．質問及び回答
質問には随時回答しますので、問合せ・申込み先（１ページ）までご連絡ください。

３．契約の締結

１．契約の説明
市が書類等審査の結果、受理を決定した購入予定者には、契約手続の説明を行い、必要な書類をお渡しします。

２．契約の締結と契約保証金の納付について

（１）受理を決定した日から概ね14日以内に、市と「市有財産売買契約書」により、売買契約を締結しなければなりません。ただし、物件（最低予定価格２、000万円以上かつ5,000㎡以上）によっては、市議会の議決が附帯要件となりますので、そのために、仮契約を締結していただきます。その後、議会の議決手続を経て、本契約を締結します。（日程及び期限等については、追ってご連絡いたします。）

（2）購入予定者が期限までに契約を締結しない場合は、払下申請はその効力を失います。

（3）測量、分筆を希望される場合は、契約を締結する際、売買代金の10%（１万円未満切上げ）の契約保証金が必要となりますので、市の発行する納入通知書により、所定の金融機関に納入していただきます。

（4）測量を希望される場合の費用は購入予定者の負担とし、公募価格と合わせて売買代金とします。なお、このときの実測面積と登記面積に差が生じても、あくまで公募時の「登記面積での現状のままの引渡し」であり、売買代金には一切加味いたしませんのでご注意ください。

（5）物件一部の分筆購入を希望される場合の分筆費用は購入予定者の負担とし、分筆した面積を全体実測面積で序した率で公募価格を按分した額と合わせて売買代金とします。このとき実測面積と登記面積に差が生じても、あくまで公募時の「登記面積での現状のままの引渡し」であり、売買代金には一切加味いたしませんのでご注意ください。

（6）売買契約書に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、購入予定者の負担となります。

４．売買代金の支払

（1）売買代金は、契約を締結した日から起算して、６０日以内にお支払いいただきます。

（2）市の発行する納入通知書により、所定の金融機関にお支払いください。
　なお、契約保証金を納入している場合は売買代金に充当します。

（3）売買代金の支払が期限までに行われなかった場合には、契約は解除されることがあります。この場合、契約保証金は違約金として市が受領し、お返しできません。

５．引渡し・所有権移転登記

１．引渡し

　売買代金の支払が完了した後、現地において立会・境界を確認の上、現状有姿のまま土地をお引渡しします。

２．所有権の移転と登記

（1）土地の所有権は、売買代金の支払が完了したときに、市から購入された方に移転します。

（2）所有権移転登記については市が行います（嘱託登記）。ただし、登記に必要な手数料及び登録免許税は、購入された方の負担となります。また、市の指示する登記に必要な書類を購入された方に用意していただきます。

（3）司法書士等による抵当権設定登記を行う場合は、事前にご相談ください。

（4）所有権移転登記が完了次第、登記識別情報通知を交付し、すべての手続きが完了します。なお、物件の取得に伴い、不動産取得税等の公租公課が発生しますのでご留意ください。

６．売払い後の土地利用の制限

売払いする物件については、売買契約書において次の用途制限が付されますのでご注意ください。

「買受人は、この契約の締結の日から１０年間、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。」

なお、この用途制限の履行状況を確認するため、実地調査等を行うこと、また、違反した場合には違約金を請求することとします。

７．その他

（1）購入申請資格の確認のため、警察当局へ情報提供します。なお、市有財産払下申請書を受付けた後でも、市が購入申請要件不適格と認めた場合は、購入することができません。

（2）この「市有地随時売払いに関する注意事項」に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び下松市契約規則等の定めるところによって処理します。